

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年5月26日（月）午前9時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員

委員長	松	野	豊
副委員長	藤	井	俊行
委員	酒	井	睦夫
〃	戸	部	源房
〃	田	中	美恵子
〃	乾		紳一郎
〃	高	橋	ミツ子
〃	伊	藤	實
〃	田	中	人実

4. 欠席委員 な し

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員

	堀	勇	一	議員	
	関	口	和	恵	議員
	小	田	桐	仙	議員

7. 出席事務局員

事務局長	秋	山	純
事務局次長	倉	田	繁夫
事務局次長補佐	仲	田	道弘
主 査	竹	内	繁教

8. 報告事項

- 第1 議会シンポジウム（案）について専門的知見の活用について
- 第2 市民との意見交換会について

9. 協議事項

- 第1 専門的知見の活用について
- 第2 条例に盛り込みたい項目について
- 第3 その他

開会 午前 9時35分

松野豊委員長 ただいまから第4回議会基本条例策定特別委員会を開会します。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員8名、欠席委員1名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第書、議会基本条例策定特別委員会次第というもののA4 1枚です。表と裏がございますので、御注意ください。

それから、2つ目、A3の資料ですが、年間スケジュールの最新版を作成いたしました。意見交換会と決定事項の修正文として最新版ということで、資料の①として配付をしてございます。

それから、100条の2、これは専門的知見に関する、ベースになる自治法の説明資料、別紙②というものです。A4のものです。

この3点をあらかじめお配りしております。配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告事項

■松野豊委員長 それでは、次第に沿いまして会議を進行していきたいと思えます。

まず、報告事項でございます。(1)、議会シンポジウム(案)についてです。これは、前回第3回の特別委員会のときにもお示しをしましたが、この目的と対象については前回どおり変わっておりません。内容は変わっておりません。変更したのは参加者のところですが、前回の議論を受けまして、北川先生と井崎市長、馬場議長に関しては決定をしたと。前回の第3回で決定しております。その他、以下候補者より1名ということで、これはちょっと時間がなかったこともあり、前回の議論では終結をしなかったわけですが、その際に正副委員長と事務局に一たんお預けいただいて、次回の会議でお示ししますということを受けて今回の御報告になりますが、4人目の候補者として、第3回の議事録の中でも出ておりましたが、私が出ると。松野委員長が出なさいという御意見と、それからこの橋場議長、岩名議長、松田議長、上澤議長というのは、案としては前回もお示ししましたが、委員の中には、ほかの議会の人と呼ばなくてもいいのではないかという御意見もいただいておりますが、前回の第3回の会議を受けて正副委員長、事務局で再度議論をいたしましたが、対象が市民なので、具体的な議会基本条例を導入した自治体の事例があったほうが参加者の市民にとってわかりやすいのではないかという意見が出ました。その議論の過程としては、ゲストとしてこの中から1名ぐらい呼んでもいいのではないかというのと、もう一つは、北川先生に冒頭30分から40分ぐらい基調講演をしていただいて、その基調講演の中でほかの自治体の事例に少し触れていただくと。どちらかかなと。これについては、今日皆さんに御意見を伺いながら協議できたらなというふうに思っています。

それから、江川代表、自治基本条例市民協議会というふうになっていますが、これについては、市民の代表の人1人パネラーに加えてはどうかという御意見が何名かの委員さんから第3回の前

回の会議でございましたので、これについても正副委員長、事務局で協議をしました。ただ、これは一応参加者の対象者の中には入れて、次第の中には入れておりますが、正副委員長、事務局で打ち合わせをしたときには、シンポジウムでは、参加者としておいていただくのは当然大歓迎なのですが、パネラーとして御参加いただかなくてもよいのではないかと。というのは、シンポジウムの後に意見交換会を2回企画しておりますので、こちらにお呼びして何かしらの形で意見交換をしたほうがいいのではないかとという結論に至りました。意見交換会のときでもいいのではないかとということと、もう一つは、市民の方に出ていただくと、自治基本条例と議会基本条例はそもそも別物ですけれども、その議論が拡散してしまって、これもやはり対象者、観客である市民の方に話がもしかしたらわかりづらくなってしまふかもしれないなということがありまして、正副委員長、事務局としては、報告会、意見交換会のときでもよいのではないかとということです。これは、後ほどちょっと御議論をまた重ねていただこうと思っています。

日程については、これは決定でございます。会場のあき状況及びゲスト候補者の調整可能なスケジュールにより、10月4日の土曜日、開場は1時、開始が1時半で4時半に終了と。これは、事前準備の関係上、講師控室もあわせて終日予約をするということで、生涯学習センターのホールと講師控室は既に事務局のほうで御予約をいただきましたという状況です。

以上、雑駁ですが、御報告なのですが、ちょっとあわせて先ほど申し上げた(1)について、参加者のところの御意見をちょうだいできればと思います。

■酒井睦夫委員 一般の市民の人は、自治基本条例のP1ということで市民中心にと、ずっとそれで2年半やってきましたので、議会のほうをやるときは市民が全く入っていないのかという印象を持たれるとまずいので、江川さんがいいかどうかはともかくとして、市民の代表がパネラーとして1人出ることは絶対必要だと思います、市民を抜いてやっているという印象を持たれないためにも。だから、1人ぜひとも市民代表を入れてほしいというのが私の意見です。松野さんと議長と議会から2人出るということであれば、松野さん司会ということでもいいわけですか、パネラーとして2人出るのではなくて。パネラーとして議会から2人出るということですか。

■松野豊委員長 いや、そこまでは細かく議論していません。前回の正副委員長と事務局の打ち合わせでは、進行をだれがやるというところまでは煮詰めていません。それは、要議論というか、皆さんで決めていけばいいかなと。

■酒井睦夫委員 議会の代表は、私は1人でいいと思うのです、パネラーとして。ただ、一番実情に詳しい松野さんが司会進行という形で仕切られるのはいいと思います。

以上です。

■伊藤實委員 今そういう酒井委員の御意見がありましたが、シンポジウムが一番大事な基調講演を入れて、それで北川先生、それから井崎市長、馬場議長と。それに加えて、やはり委員長ですから、これもパネリストに加えたほうがいいのかなと私は思います。ただ、ほかの事例等については基調

講演の中でやっていただければと。仮に4人出たら、時間的に、話が盛り上がってきたら、これ以上上げると、1回でも集まるものではないと思うのですけれども、方向性が見えてこなくなる危険性があると私は思います。ですから、司会云々の話はまたやり方はこれから考えていただければと思います。

■田中人実委員 市民の代表なのですが、前回では名指して江川代表、自治基本条例、市民協議会と書いてあったので、どうかなのと思ったのですが、今酒井さんのほうから市民の代表をどなたかというのであれば、必要なと思いましたので、そうしたらどうかと思います。

■松野豊委員長 報告会ではなくてということですね。田中委員と酒井委員のお考えは、我々は市民報告会でむしろ市民の人たちとのやりとりを大事にしていけばいいのではないかなという議論をしたのですけれども、それよりもシンポジウムで市民の人を呼んだほうがいいということととらえてよろしいですね。

■田中人実委員 というのは、市民報告会だと、議会のほうから議会の立場で議会基本条例の必要性とか意義を市民に説明するわけですよ。パネリストとして参加していただくと、そこにこういう市民の考えを盛り込んでもらいたいとか、わかりませんが、いろんな意見が出るのではないかなと思うので、市民協働でつくり上げるという意味からすれば、前向きな意見をいただけるのであれば参加したほうが望ましいのではないかなと思います。

■戸部源房委員 議会シンポジウム、これは議会基本条例の中間の盛り上げですよ。一番のね。大体概要が固まっていかなないとまずいですよね。そういう意味では、議会基本条例をやっている我々の中から、司会のほうである程度コーディネートしながら全体像もつくり上げていかなければならない。パネリストにもどういふことを言ってもらいたいのか、こちら辺はある程度管理してやっていかなければしょうがないだろうと。そういう意味では、司会は松野君にやっていただいたほうがいいのではないかと。

それから、短期間でと言っても、市民報告会もあるけれども、市民が参加している、そういう印象をやっぱりつけていかなければいけない。市民参加ということ。そういう意味では、パネリストに市民、余り極端なあれではなくて、議会の活動等々もよく理解してやっている人がいいのではないかなと。

それから、そのほかの候補者、あるのだけれども、栗山町とかその他ですね。これは、距離の問題もあるし、それから相手の都合もあるので、そういうことではなくて、そういう人たちは呼ばないで、自分たちである程度限定された人でやっていったほうがいいのではないかなと。そのほか、どうしても勉強会で必要だとあれば、皆さんが意見一致するならば、こういう人たちも呼んで勉強会というのはいいと思いますけれども、私はそういうふうに思います。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか、御意見。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

■松野豊委員長 では、今の議論を集約しますと、パネラーはもう一人市民の方から、公募をするのかこちらからお願いするのはちょっとまた要議論、後ほど議論かと思いますが、市民の方を1名入れると。このパネルディスカッションの進行は、私、松野がいいのではないかということによろしいでしょうか。ただ、司会進行についてはもうちょっと中身を詰めてからで、ここで決定ではなくて、その方向で考えますが、ちょっと正副委員長に一回預けていただいてよろしいでしょうか。というのは、全体をもう一回見たときに、司会を私とか議会側の人間がやるのが適当なのかどうかというのがちょっと今すぐ判断つけられないので、やりたくないということではなくて、市民の方々への影響をちょっと考えて、もう一度これは再考させていただきたいと思います。パネラーについては、市民の方に1人入ってもらうという方向で、これも再考したいと思います。今日はちょっと時間も限られていますので、この程度にこの議論はとどめたいと思います。市民だれを呼ぶかということも少し皆さんからもアイデアをいただきたいと思っていますので、これはこの程度でよろしいですか、今日のところ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

■松野豊委員長 では、(1)、議会シンポジウム(案)については以上とします。

それから、冒頭に申し上げ忘れましたが、正副議長が本日1時から全員協議会方式の議案説明会があるということで、事前に執行部からの議案説明が11時からございますので、11時前には退席をさせていただきますので、御了承ください。

それから、本日の会議は1時からの全員協議会方式用に会場を設営し直さないといけないので、あらかじめ11時半になりましたら、議論が途中であっても11時半で終了したいと思いますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、(2)です。市民との意見交換会(案)について。これは、ちょっとA3のスケジュール表とあわせてごらんいただきたいのですが、当初第3回までは、このスケジュール表の10月、11月のところが今意見交換会になっていますが、当初これが報告会というふうにしていました。市民報告会というふうにしていました。議事録とか等々を見ると、市民との意見公開と言っている方もいれば、市民報告会と言っている方、両方いらっしゃるのですけれども、正副委員長と事務局でちょっと協議して、この目的からいうと、報告会というか、報告会というのは一方的に報告することですから、というよりも意見交換会かなと。市民の方々との意見交換会かなという議論になりましたので、これは改めてちょっと統一をしたいと思うのですが、意見交換会ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

■松野豊委員長 ありがとうございます。

市民との意見交換会(案)についてです。目的は、これも前回議論したとおりです。この書かれてあるとおり、議会基本条例のたたき台について市民との意見交換と。よい議論ができた、よい意

見が聞けた、議会も頑張っているなというふうに参加していただいた方に思っただけならよろしいのかなということです。対象は市民です。動員目標は150名と。参加者は、特別委員会の委員全員と地区の議員。地区割り振り名簿は、第3回委員会で配付済みでございます。日程は、これも決定事項です。10月25日土曜日1時半開場の午後2時から4時まで、これが南部、東部地区と。場所は南流山センター。これも予約を事務局のほうで既にしております。それから、11月15日土曜日13時半開場の14時から16時、北部、中部地区ということで、これは北部公民館のほうを既に予約しております。

この中身については、第3回の特別委員会が終わった後の正副委員長、事務局の打ち合わせにおいて、1つは多分150人もし来れば、10人ぐらいのグループにグループ分けをして、そこに参加議員の方に1人ずつ入っていただいて、もしこれが参加が150名までいなくて70名から80名ぐらいでしたら、やっぱり10グループぐらいに分けて、参加議員にその1つのグループに2人ずつ入っていただくという若干の微調整もしながらも、座談会中心でやったほうがいいのではないかなど。車座でイスを並べて意見交換会していくのがいいのではないかなという議論はしましたが、具体的なプログラム案であるとか日程的なことは、前回の第3回の会議上では、今日具体案をお示ししますということで、議事録をちょっと読み直すと、そのように締めくくっているのですが、あえて出ませんでした、その案は。最終的には、正副委員長の会議で出ませんでした。というのは、まだちょっと時間があるものですから、6月議会が終わって、7月、8月の特別委員会の中で皆さんともう少し議論を深めながら、この意見交換会の中身については改めてじっくりと議論をしながら、中身を皆さんで話し合っ決めていきたいなということがございまして、今のところ座談会方式がいいかなぐらいのところまでは正副委員長で話し合いましたが、この中身についても7月、8月の特別委員会で議論をさせていただけたらなと思っております。こちら辺についてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

■松野豊委員長 ありがとうございます。

もう報告は以上でございますが、この(2)、市民との意見交換会(案)について何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

■松野豊委員長 よろしいでしょうか。

それでは、3番の協議事項に入りたいと思います。(1)、専門的知見の活用について、会派内の協議結果報告ということで、これは前回共産党さんのほうにちょっとお願いをしていましたので、乾委員のほうから結果の御報告をいただければと思います。

乾紳一郎委員 最初に、おくれて申しわけありませんでした。私のほうで開いてくれと言ったのに、おくれてしまって申しわけありません。

それで、会派内の協議の結果なのですけれども、結論を先に言いますと、私たちとしては、業務委託をすべきではないというのが私たちの結論です。ただ、議会ですので、先に進めるというふうなことが必要であれば、それはそういうことで議決を踏まえて進めていただければいいかなというふうに思います。

それで、理由なのですけれども、委員長から提出された資料等もよく検討してみました。それで、前回の会議の中でいわゆるサポート的なものだと。議員が中心で、サポート的なものだということが話があったのですけれども、文章を見ても、コンサルタントに業務委託するということは違いないだろうということで、特に2点あるのですけれども、1つは専門的な知識ということであると、確かに議会改革の議論とか、そういうものについては我々自身もどんどん取り入れていかなければいけない部分がありますけれども、議会あるいは議会運営ということ言えば我々自身のフィールドなのです。全く知らないフィールドではない。我々自身が専門家としての力をつけていかなければいけないし、それぞれの議会の議員としての経験もそれに生かされるという意味で、全く議会としてわからない分野について専門的な知見というのが必要になるのではないかとということが1つで、もう一つは、議会の自立性といいますか、地方分権の中で自治体の自立性というのが言われている中で、やっぱり議員が汗を出して議会基本条例をつくるべきではないのかと。そこで業務委託をして、そこに頼るというのはどうなのだろうと。この2点です。前回の文章では、業務委託に疑問があるということで書かせていただきましたけれども、業務委託をすべきではないという、そういう見解でまとまりました。いろいろ議論をする中で、この前私も直接伊賀市の議会基本条例をつくった委員会の責任者の方の話を聞きましたけれども、かなり苦労されて、知っている方もいらっしゃると思いますけれども、市民の中に入って行って相当苦労されてつくられているのです。確かにいろんなものを収集して、そこでそれを議論するということは合理的な部分もあるのだけれども、ある意味で言えば、議会基本条例を血肉化していくためにも、それを策定する過程が大事だろうというふうに思いまして、私たちの会派としては、業務委託ということについてはやっぱり賛成できないと。前もお話ししましたけれども、それぞれいろんな人の意見を議会として聞いていく、そういう中でやっていくべきではないかと。そういうのが1つです。

それとあと、もう一つは、この後の議題になっているみたいなのですけれども、100条の2を使って今度議決をするという議会の調査権の問題なのですけれども、この100条の2、そもそもなぜこれが立法化されたかということの理由が、議会は附属機関を持たないということで、例えば情報公開情報条例などでも、議会情報公開条例といった場合に審査会を持たない、そういう地方自治法上の制限があったということで、議会の中に附属機関が持てるように、その中で専門家などの意見を反映できるようにということで設けられたものだという説明をされているのですけれども、そういう意味で言うと、少しコンサルタントに委託をするということが100条の2の中身とどうなのかなという、そういう思いがあります、少し調べているのですけれども。そういう意味で言え

ば、もう少しその点についても検討すべきではないかなと思います。

以上です。

■藤井俊行副委員長 乾委員は、少し勘違いをしている部分があるのかなと思います。今回は、コンサルにすべてを丸投げをする、お願いしてやっていただくということではなくて、私たち委員がみんなでけんけんがくがくと議論を重ねて積み上げていって、客観的な第三者の意見を聞きたいときに早稲田大学マニフェストから来ている法律とかそういうのに詳しい方にアドバイスをいただくというようなアドバイザー的な部分で、それを実際にこの委員会がどう活用するか。すべてローカルマニフェストの研究所の人たちが主導となってそれがつくられてしまうか、それとも我々委員が自主的にすべてやっていって、困ったときだけ助けを請うというようなシステムにするかというのは我々委員が決めていくことだと思うのです。実際に結果として丸投げになってしまっ、結局はコンサルに頼ってしまったのかというのは、ここに参加している委員の責任のもとでやっていくべきであって、まだ行っていないのにそれを決めつけてしまうのはちょっと後ろ向きではないかと。議会については、すべて自分たちは詳しいということですが、市民から見た議会というのはやはりちょっと違うんじゃないのって思う人が大多数だと思うのです。それは、やはり客観的な目というのが必要であって、議会のことは議員に任せておけという時代ではなくて、いろんな方の意見も聞きながら、それを反映していくというのが私はこれから議会に望まれることだと思いますし、社会の情勢もどんどん大きく変化していますから、それに柔軟に対応するためには、さまざまな部分にアンテナを張り巡らせている、第一線で活躍している早稲田大学マニフェスト研究所の方たちというのは非常に活用すべきだと思います。その辺ちょっと意見が違うので、例えば私たち委員会の委員の人たちの活用方法によってローカルマニフェストの人たちをただ単にアドバイザーとするのかコンサルとしてやってもらうのかというのを変えていくというか、そういうことができるとは思いませんか。

■乾紳一郎委員 私たちが言っているのは、業務委託をするということには、そこにやっぱり寄っかかる部分が出てくるだろうと。それで、いろんな情報を集めること自体も我々自身がやっていこうではないかという思いなのです。確かに大学の研究会がいろんなネットワークを張り巡らせているのはあると思いますけれども、我々自身もいろいろな形で、例えば全国の市議会議長会の中にもいろんなそういう議会改革のものが集約されていますし、そういったものを個々の議員が努力をして情報も集めていく。今藤井さんがおっしゃられた意見を求める場合というのは参考人質疑に恐らくなるのだろうと思うのですよ。実際に議会に出席していただいて意見を求める機会というのは109条の参考人のあれになってくるのではないかなというふうにちょっと思っているのですけれども、それはいろんな形で、早稲田大学のマニフェスト研究会の方でもいいですし、ほかの方でもいいですから、やっていけばいいと思うので、実際に資料を集めたり、あるいは市民からいろんな意見を集めたり集約していくというのは、私たち議員がかなり汗を流してやる必要が出てくるのかなとい

うのが私たちの考えなのです。だから、業務委託で丸投げということになるかどうかはちょっと別の問題として、やっぱり業務委託という形は余りふさわしくないのではないかと。特に議会の中の問題ですので、議会の中は、確かに私たちも今の議会どうあるべきかというところで不十分なところはあるけれども、でもこの間議会でやってきたし、市民のいろんな声にもさらされてきたわけだから、私たち自身が主体的に資料集めからやっていく、市民の声を聞くところからやっていく、そういうことがやっぱり必要なのではないかと。それが形として基本条例をつかった後に実現していく力になるのではないかと、そういう考えなのです。だから、必ずしも今の状況で丸投げになるとは思いませんし、これだけ議論したし、なるとは思っていないのですけれども、そういう私たちとしてのあるべき論みたいところから、今回は業務委託についてはやっぱりおかしいのではないかと結論に達したということです。

- 戸部源房委員 この前も議論がありましたように、議員があくまでも中心で、サポート的な役割を果たしていただくと。今回の場合は、自治基本条例の問題もありますし、議会基本条例というのは大体集中的にやって1年ぐらいということでスケジュールを決めているのですよね。そういう意味では、マニフェスト研究会のサポート要員、そういうものにある程度任せて、全体的な構成をどうするかとか、あるいはこういう問題については調べてもらうとか、そういう形でやられたほうがよりスムーズに行くのではないかなというふうに考えています。

また、共産党さんが言いました。我々は血肉化して、この過程が大事だと、こういうのはよくわかっているのですよ、我々も。ある程度限られた時間内にどういうふうに血肉化するか、これはいろいろ過程の中でやっていかなければいけないだろうと。実際問題つくりましたけれども、ぼたもちではしようがありませんので、実際運営していかななくてはいけないのだから、そういうことも含めて考えていったほうがいいのではないかなというふうに思います。

また、共産党さんも皆さんの意見がそうだったら議会のほうでということですよ。

- 乾紳一郎委員 議会ですので、議論をすれば、そこは一定の結論を出すというのは議会のあり方だと思いますので、たださっき話をしたように、私たちはそういう考え方にまとまりましたので、賛成というわけにはいかないということだというふうに理解をしていただきたいと思います。

- 戸部源房委員 この問題は、実際問題、今回の6月定例議会で予算も含めてやっていかなければ一つの方向性が出ないのですよね。そういうことで、共産党さんが危惧している件、これは私もわかりますよ。我々は、その過程の中でそういう問題を払拭するように頑張っていこうということで、私はほかの委員の皆さんの意見も聞いて、ある程度結論を出して前に進めるべきだというふうに思います。

- 酒井睦夫委員 自治基本条例がスタートしてもう2年半たっているのですよね。特に専門家を入れずにずっとやっていましたので、時間かかったということがあるのですけれども、コンサル契約しているのはファシリテーターといって、専門家ではないのですよ。会議の事務局なんかやっている

ような人で、別にこういう自治基本条例の専門家ということではありませんでした、私も委員でよくわかっていますけれども。それで、議会のほうはもう来年の3月上程を目標にやっていますから、時間との戦いということもあって、自治基本条例と違って、プロの議員がやることから、多少スピードアップできると思うのですけれども、保険をかける意味で専門家を使う、丸投げではなくて、使うということのほうが安心だと思います。やっぱり専門家なりにいろんな情報も持っておられますので、そういう意味で言えば、使い方については、藤井さん言われたように、どういう使い方というのはこれから決めればいいのか、排除すべきではないというふうに思います。

■高橋ミツ子委員 専門的知見の活用については、前にも申し上げましたが、入れて、最終的に議会の議員の皆さんが出してきたものを適当か不適当か、やるかやれないかの判断というか、つかえてしまったようなときに相談ができるということ、それで特に早稲田大学のマニフェスト研究会というところの特徴やら過去の資料を見せてもらって、多くの自治体にかかわりを持ち、またそこで研究をしている、ベテランといえばベテランな情報をよく備えているということも伺っているし、乾委員がおっしゃるように、議会基本条例の場合は、我々の問題なので、難しい挑戦をするのではなくて、議会人としてどういう目的を持ってどういう活動をしていくのか、市民とのかかわりはどうするのだろうかとか、そういうものを決めていくものだから、つくれなくはないと思うのです。だけれども、幅広く議論していく中で適当か不適当か、あるいはどんなものか、法律的、権利的にもどんなものかというふうな場合には、やはり専門的な方が必要だというふうに考えておりますので、戸部さんがおっしゃった、あるいは酒井委員もおっしゃっているように、内容的には同じような考え方で、必要だという考えを持っている一人です。

■松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか、この件について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

■松野豊委員長 議論というところでは、決して強制はできませんので、残念ですけれども、前回からも申し上げていますが、かなり誤解があるような気がしてならないです。お答えいただかなくていいですけれども、乾さんとしての意見ではないような気がしてならないです、感想ですけれども。

■乾紳一郎委員 それは違うのですよ。というのは、自治基本条例って初めてのことでしょ。率直に言いますが、松野さんは結構準備をしてくれていますよ。それに対して、残念ながら僕は余り準備していなかったのです。それなりに準備はしてきたのですけれども、そういう中で今回専門的知見の問題が出てきて、一般論としては専門的知見というのはだれも反対しないのですよ。それはそうなのです。やっぱり専門家の意見を聞くのはいいよなってなるわけです。そこで、会派内でいろいろ議論したことも踏まえて、それからそれだけではなくて、共産党の中の地方自治関係の専門家の人、さらに先日、19日の日ですけれども、前も話しました自治体研究所の議員研修がありまして、加藤さんが議会改革のあり方ということで、議会基本条例についても話されたので

す。そういう話を聞いていく中で、私自身も、コンサルタントというか、いわゆる大学機関に委託をすると、確かにいろんな意味で整理されて、この会議の俎上にはいろんなものが上がってくるかもしれないけれども、でもそれでいいのかというのがあったのです。さっきも言いましたけれども、議会のことはあなたたちが一番詳しくなるべきではないかと言われたのですよ。例えば議会で福祉の問題とか都市計画の問題がかかってきたときに専門的な知見ということで、それでやるということは、それは議会での十分な議論を保障するためにあれなのだけれども、議会そのもののことについてはやっぱり議員がやるべきだと。そこが柱であって、それは地方分権の流れの中で地方が自立性を持つ、議会も自立性を持つという、そういうことが出発点ではないかと。私が言われたのは、あなたたちは議会基本条例をどういう条例にしようと思っているのかというふうに問われたのです。そういう中で、ここの議論も私が矢面に立ってやっていますから、踏まえてもっと深くとらえるべきではないかという思いがありました。

それとあわせて、さっきも言いましたけれども、伊賀市はすごいのです。伊賀市へ視察に行ったのは流山市議会が第1号なのです。今はもう物すごく視察があるのですけれども、流山市議会の視察以降いっぱい来ましたと言っていましたけれども、市民の中はかなり入ってやっているということで、そういう話なんかも聞くと、ちょっと志が違うかなと率直に思ったものですから。

■田中人実委員 要は両方正しいのですよ。それで、要は議決しろと言っているのだから、決めてくださいということなのだから、これはこの後の議論にすべきで、もうこの辺でこの議論は打ち切ったほうがいいと思いますよ。

■松野豊委員長 それではということで、会派内の結果報告のはずが議論までいってしまったのですけれども、やりながら思ったのですけれども、この次の議題を先にしておけばよかったかなと思っただけですが、せっかく事務局も資料を用意してくれましたので、改めて自治法の根拠、専門的知見の自治法第100条の2の根拠と解説書を既に配付してございますが、100条の2の基本的な考えを理解するというのは、前回も委員の方からここのベースを我々でちゃんと理解しておくべきなのではないかという御意見をいただいておりますので、資料を配付しました。

事務局のほうから、竹内さんのほうからざっと要点だけ御説明ください。

■竹内議会事務局主査 それでは、お配りしました資料をもとに地方自治法100条の2につきまして再度御説明させていただきます。

今回が特別委員会の開催が4回目となりますので、既に各委員で目を通されている方も恐らくいらっしゃると思うのですが、資料を用意させていただきましたので、これに基づいて御説明いたします。地方自治法100条の2の改正でございますが、平成18年に地方自治法の改正が行われた中の一部でございます。お配りした資料は条文でございますので、非常に一読してわかりにくい表現になっておりますが、要点としては、議会の権限として、それまで専門的な知見を活用する方法としては公聴会や参考人制度だけでございました。いわゆる議会には附属機関が設置できなかったと

いうことでございます。議会は、議案が上程され審議を行う際に公聴人、参考人の意見を聴取することによってございまして、ある一定の期間、一時的な意見聴取にすぎませんでした。それが地方自治法の改正によりまして「議会の権限の拡大」という意味も含め、ある一定期間、専門的な意見を聴取することによって議会の政策能力の拡大を図ったというのが大きな流れでございます。

お配りしました資料の4ページ目のクエスチョン56にございますが、この記述は、実際、議会で100条の2を活用するときにはどういう手続きなどが必要なのかについて記載されております。記載事項の2番にあるように、第1に議会の議決が必要となります。議決の内容としましては、調査の対象、調査の期間、調査を求める相手方を特定して、学識を有する者の氏名、調査の結果の提出方法が議決内容となります。基本的に100条の2を使う場合には、業務委託、もしくは専門的知見を活用した方への報酬を支払うという形の二通りが支出方法となります。議案の案文は後ほど協議いただきますが、お配りしました資料の2枚目にフォーマットがございまして、項目として、〇〇〇〇の調査に関する委託の件、と明記します。この100条の2というのは、この委託契約という形でございます。先ほど御説明しましたように、調査事項、調査期間、調査を委託する者を明記し、調査を委託するものには、コンサルタントや学校の研究機関、個人のいずれの者でも問いませんが、いずれの方法でも名前をはっきり明記して議案を提出するというのがこの100条の2の進め方でございます。

- 松野豊委員長 ちょっと補足をしますと、今4枚目の事務局のほうで御説明いただいたクエスチョンの56のところですが、委託に限ったわけではなくて、クエスチョンの56の4枚目の資料の77ページのほうの上の4番、調査を行った学識経験者などに対する経費や報酬等の支払いについては、実費弁償（第207条）や契約に基づく金銭の支払い等、具体的な状況によって方法が考えられますということです。この議案の例というか、〇〇〇〇の調査に関する委託の件は、これはつまりこのクエスチョン56の4番で言っているところの契約に基づく金銭の支払い等というのが委託なのですが、これで上げる場合は何々に対する委託の件ということです。ただ、ここにもあるように、別に委託に限っているわけではなくて、実費弁償等々ほかにも方法は考えられるということですから、もし委託でなければ、何々の調査に関する報酬の件という形で議案を上げることも可能です。ただ、いろいろ勘案した結果、今回は委託という形にしたほうが動きやすいかなということで、議案の例はあらかじめ準備をしておいて、これからちょっと皆さんに配付をさせていただこうと思っておりますが、その前にこの件、100条の2項の件はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 松野豊委員長 そうしましたら、次に発議案について協議というのが、実はあらかじめ議案案として文案をつくって見たのですが、先ほどの議論の流れからいうと、共産党の乾委員さんというか、共産党さんのほうは賛成はちょっと難しそうだなということなのですけれども、いいですか、今やっけてしまったというか、ここで。というのは、議案として6月議会に出さないといけなないので。

では、資料を配ってください。

〔資料配付〕

■松野豊委員長 あらかじめつくった資料は、全会一致でできればやりたいなという希望的観測も含めて、全会一致の場合の議案になってしまっていますが、ですのでここは乾委員以外の委員さんの名前の提案、議員発議ということになると思いますが、今お配りした資料をお読みします。発議第〇〇号と。号は、後で受け付け順に入りますが、流山市議会基本条例制定に関する専門的調査を依頼する件について。本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定により、次の事項について調査を下記のとおり委託するものとする。

記。1、調査事項。流山市議会基本条例制定における基礎資料の研究・調査に関する事項。調査期間、平成20年6月24日から平成21年3月31日。調査を委託する者、早稲田大学マニフェスト研究所。平成20年6月23日提出。提出者、議会基本条例策定特別委員会委員長、松野豊。提案理由、流山市議会基本条例策定における基礎資料の研究・調査を専門機関に委託するためと。議案は以上となります。

2枚目は、参考資料として配付をするような形にします。流山市議会基本条例策定に関する専門的調査を依頼する件について。1、本議会は、地方自治法第100条の2の規定により、流山市議会基本条例の制定における基礎資料の研究・調査を早稲田大学マニフェスト研究所に委託するものとする。2、本議会は、早稲田大学マニフェスト研究所に対し、以下の事項に関して調査委託するものとする。（1）、議会基本条例の制定過程におけるア、市民への情報発信力の強化策、イ、議会基本条例立案に係る市民意見の反映の方策、ウ、議会基本条例に盛り込むべき条項に関するアドバイス。（2）、ほか地方議会等における先進事例調査。ア、参考となり得る顕著な先進事例の調査とその果たす役割、意義の分析。（3）、シンポジウムの企画調整。3、調査期間、平成20年6月24日から平成21年3月31日まで、以上でございますが、御質問、御意見等ございましたら。

■戸部源房委員 実はこの前のどういう項目をやっていくかということで、私は栗山町の問題に対して加筆をしているわけですよ。実は議会事務局の体制整備ということで、議会の招集権の問題とか、あるいは議会の予算とか人事権、それから2番目としては議員の身分とか待遇ということで、報酬から歳費へというように、真っ向から自治法とぶつかっているわけですね。そのほか、議会基本条例をやりますと、法令との整合ということをやっていかなくてはいけないと思うのですが、こちら辺はマニフェスト研究所には頼まないのでしょうかね。そこら辺は、私どもにはちょっと無理な件なのだけれども。

■松野豊委員長 基本的には、憲法学者もマニフェスト研究所におるので、ある程度まではアドバイスをいただけたらと思います。ただ、最終的な詰めは、流山市役所の総務部に法制担当がいますので、そこで調整をする形かなと。あと、当市議会事務局にも法制担当経験者がいらっしゃいますので、そこになると思います、最終的には。

■戸部源房委員 そうしましたら、そこら辺はわかりました。ただ、私が言いました件は自治法と全部ぶつかってくるわけですよ。だから、マニフェスト研究所で、それが今の自治法とはぶつかるのだけれども、今後どうなのか、あるいは流山市でそれを入れていいのかどうか、ここら辺はぜひ広い範囲で……研究所でしたよね。ですので、そこら辺はぜひ聞いてほしいなと。だから、どこかの項目にその他というのは入れられないのですか。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 ただいまの戸部委員の御質問につきまして、恐らくこちらに書いてあります。参考資料として書いてあります(1)のウのところのところに議会基本条例に盛り込むべき条項に関するアドバイスというところがございます。こちらは、各委員の皆様にお配りしていますように、現在の会議規則であるとか憲法とか自治法に触れる部分については一覧表でお配りしてございます。それも含めて、マニフェスト研究所になったとすれば、そのこの研究員の方がそれに絡むものはどうなのかと。当然ほかの事例もございますので、その条項を制定した自治体が今現状としてどういうものがあるのか、そういった部分も含めてアドバイスをいただけるものと考えております。

松野豊委員長 田中委員。

田中人実委員 戸部さんの言われたことも大事なのですが、自治法の関係とかいろいろあっても、自治基本条例の例を見ても、議会基本条例の例を見ても、法制担当の役割というのは解釈までアドバイスするものではないのですよ。字句とかその辺のことで、我々がつくる議会基本条例の精神というのはどうかというアドバイスを受けるものではないので、その辺だけちょっと確認を。

松野豊委員長 そのとおりだと思います。ですから、市役所の法制担当にしても、恐らく早稲田大学のマニフェスト研究所にしても、この一線を越えてこういう表現をしたら自治法に抵触しますよということは教えてくれると思います。だけれども、それをあえて乗り越えていくかいかないかの判断は、多分このボードというか、この特別委員会で皆さんと議論して姿勢を決めることだと思うので、例えば実際にほかの自治体でそこを越えていっているところが、どんなプロセスというか、どういう議論のもとにそこを越えようと思ったのかとか、そういう情報については、もちろん自分たちでも調べられますけれども、それこそ早稲田大学マニフェスト研究所のネットワークを使って少しそこを聞いてきていただくとかいうことは可能かと思います。ただ、最終的に決めるのは私たちだと思います。それが、ちょっと先ほどの議論と前後しますが、先ほど乾委員がおっしゃっていたような、議会運営にかかわるところは私たちで決めるべきだというのはまさにその部分だというふうに思っています。ただ、それにかかわる周辺の情報まで、我々自身が限られた時間の中集めたり、あるいは議会事務局の限られた職員の人たちをお願いするのはちょっと酷だなと思うので、専門的知見を活用するということの整理かなと思います。

あとは、いかがですか、この議案については。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、この内容で、ただこれって提案者全部並べるのだけ。賛成者の名前でもいいのですね。賛成者を乾委員以外皆さんのお名前を入れるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、そのように手続をしたいと思います。

次です。(2)、条例に盛り込みたい項目について1項目ずつ議論するというので、これは皆さんお持ちのファイルの中に、今日はちょっと改めてお配りしていませんが、前々回お配りをしましたA3の一覧、皆さんからいただいた盛り込みたい項目を一覧にしたものがあると思うのですが、右上に2008年5月8日、資料①という議会基本条例の構成要素及び項目(盛り込みたい条項)カテゴリー集約表(議運協議分含む)というものです。ございますでしょうか。なければ、事務局に予備がございますが、よろしいですか。皆さん、ありますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、この集約表なのですが、実は今日の次第で、その他でも幾つかございますものから、11時15分まで、時間の許す限り1項目ずつ皆さんとざっくばらんに議論をしていきたいと思いますが、条例に盛り込むか盛り込まないのかと。現時点でいいです。後で議論していく中で、今日の時点では盛り込まないと言っていたけれども、盛り込んだほうがいいねとか、その逆の盛り込もうと思っていたけれども、盛り込まないほうがいいねとかというのは、また会議が進行していく中で意見も変わっていくと思うので、現時点で構いませんので、皆さんでざっくばらんに議論しながら、さらには、盛り込むとすれば、なぜそれが必要なのかも含めて議論ができればなというふうに思います。

ナンバー1、執行部との関係、一問一答、反問権ということで、これ1、16、30となっておりますが、要は参考までに御提案いただいた会派の番号です。1、16、30なので、公明党さんと民主・市民クラブさんと流政会のほうからの提案を集約しましたということです。関連法規等々で言うと、会議規則第50条から第66条の発言のところと先例集の43から46をもし変更するとすれば変更しなければいけないということです。これについていかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 一問一答は6月からやりますので、反問権の問題なのですが、私はやっぱり反問権を入れるべきかなというふうに今思っています。反問権を入れた場合に心配される点というのが幾つかあって、その一つが、ベテランの市長だとか部課長とかになると、新人議員が反問されてしまっ

たら進められなくなってしまうみたいな、そういうのがあるということはかなりあちこちで言われていたのです。でも、伊賀市さんの話も聞きましたけれども、実際に反問権を使う機会というのは余りないそうなのですが、そのことによって非常に緊迫感が出る。議員のほうも質問の準備をかなり一生懸命やるようになったというふうなことを言っていました。そういう意味で言えば、議会と執行部の緊張関係を高める上では反問権というのはやっぱりあったほうがいいのかないかなというふうに思います。懸念するところというのは1点です。

松野豊委員長 田中委員。

田中人実委員 私も入れたほうがいいと思うのです。反問権を与えてもなかなか執行部というのは反問しないかもしれませんが、今まで非常に感じたのは、議員が質問すると、議員の立場をおもんばかって、あいまいな答弁、調査研究しますだとか、実際無理だとわかっているも何らかそういう答弁をして、後で確認すれば何の調査も進めていなかったり、そういうことが多々あるので、こういう理由で現段階ではできませんとか、しっかりした答弁をしてもらうことが逆に市民への説明責任になると思うので、そういう形での反問なら、かえってしていただいたほうが市民によくわかるのではないかなと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 やはり反問権つけておくべきだと思います。ただ、6月議会から一問一答が始まりますので、経過を見ながら考えなくてはいけないと思うけれども、先ほど田中委員が言われたようなことでは、一問一答によって突っ込みが入ってくるから、バームクーヘン的な答弁が出てこなくなるのではないかなと思うのですよ。だから、そういう意味からすれば、この反問権というのは非常にリアリティーが要求されてくるので、入れておいたほうがいいと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 今までですと、執行部は検討しますとかそういう形で、検討するというのはやらないことだなと我々は理解していましたがけれども、質問に対してもあやふやな面が非常に多かったのです。一問一答ということで、ある程度前進すると思うのだけれども、やっぱり質問に対して市民にわかりやすくということですから、そこら辺がどこが問題点で、それができるのかできないのかが一番の問題です。だから、そういう面ではある程度執行部のほうにあってもよいと。緊張関係と事を前進させるためには、市民の理解を得るためにこういうものはあってもいいのではないかと。力関係によりますけれども、余り言うともた反発するしね、こっちも。あったほうがいいのではないかなと。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 反問権にも2種類あると言われてますよね。1つは、質問の趣旨がよくわからないというので、端的に言ってどういう趣旨の質問ですかという反問の場合もあれば、政策的な反問、だったらあなたどうするのよというやつですよね、財源の問題がどうだとかという。そういう反問

権、2種類あるというふうに言われているのですけれども、なかなか政策的なところまで踏み込むというのはまだ少ないみたいですが、そういう緊張感を持って、議員のほうも提案をする。ただ聞くということではなくて、提案をする一般質問というか、そういう政策的な質問をすることによって反問も出てくるので、それ自身は非常に議論の活性化ということになるし、そうなれば読み上げるというふうなことはなくなるので、個々の議員も試されますけれども、伊賀市で一番最初に反問権を使ったときに、一般質問の1番バッターが新人だったらいいのですよ。それで、質問の一番最初に、市長さん、反問権使わないでくださいって言ってから一般質問やったらいいです。みんなで大笑いしていたのですけれども、議員も非常に試されると。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、意外と先を心配して言うのですが、反問権は当然ここに加えておいてよろしいと思うのですが、乱暴な使い方とか、あるいは見下したような、例えば今言ったような新人の問題でもそうだけれども、例えば戸部さん、しっかり勉強して、もうばんばんやれると。やれない人も性格上もいろんなものが加味してあるわけよ。遠慮してしまう人。そういうところにいじめのような反問、乱暴な、そういうのは、お互い緊張感の中で大切にしていくというのはあると思うのですが、これは取り越し苦労というか、ちょっと先走っているけれども、そういう使い方は常識的に禁じましょうよということで。

松野豊委員長 そのとおりだと思います。それは、議会運営委員会の中で動議が出たりとか、そういう形で整理していくことになるのかなと。ないというふうに思いますけれども。ちなみに、たまたま乾委員がせんだって伊賀市に行ってこられたので、伊賀市の情報が結構出ていますが、栗山町もそうみたいです。そうみたいというのは、反問権の2種類あるって先ほど乾委員がおっしゃった質問の趣旨、今の議員さんの質問ってこういう意味ですかみたいなことしかまだ使われていないみたいです。栗山町は、反問権を入れてからまだ1年たっていないと思うのですけれども、やっぱり職員のほうに遠慮があって、すぐにはなかなか政策的な反問まではいかないのが現実だということを経場議長がおっしゃっていました。

では、これ反問権入れるということで、あとはいつからというか、議会基本条例は一応来年の3月に上程して4月から施行しようという予定になっていますが、反問権もそのあたりからという理解でよろしいですか。ちょっと整理しておきたいのですけれども。というのは、一問一答はこの議会のほうでこの6月、条例制定後から反問権は適用していくという考えでいいですか。だから、当面1年間は一問一答だけやって、反問権は置いておくと。やらないと。

乾委員。

乾紳一郎委員 それでいいと思います。というのは、これは全議員にかかわる問題なので、全議員の納得というか、ベースになるので、それは基本条例の制定ということになると思いますから、反問権つけたら質問が減ってしまったというのでは困るからね。

松野豊委員長 では、1番についてはよろしいでしょうか。現時点では入れるということで、全会一致で入れるという御意見だったということで、あくまでも現時点ですが、2番にいきます。

法96条第2項の議決事項の拡大、公明党さんと日本共産党と流政会さんと議会運営委員会からも出ているというものを集約しましたと。その他関連法規、自治法などというところを右にいただいて、法96条第2項、普通地方公共団体は条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務にかかわるものを除く）につき議会の議決すべきものを定めることができるとなっています、ちょっと今日用意していないのですが、自治法の96条の2項、後ほど皆さん戻っていただいて、見ていただくと、細かく全部議会で議決する事件が規定をされております。項目がざっと並んでおります。昨今よく言われているのは、現行の96条の第2項の議決事件の中に総合計画が入っていないと。最近多いのは、この総合計画の基本計画までをこの96条の2項に入れて、議会で総合計画の部分も議決案件として扱うというのが最近の流れというか、トレンドでありますけれども、これについて盛り込むべきか盛り込まないべきか等々、御意見を御自由にいただければと思います。

田中委員。

田中人実委員 やっぱり首長の権限の増大とともに議決権の拡大が求められているわけですから、当然入れていくべきだと思うのですよ。各行政分野の基本計画まで議決を要したほうがいいのではないかと思っているのです。その端的な例が、今回ごみの有料化をすることなのですが、ごみの有料化については流山市の一般廃棄物処理基本計画に既書いてあると。だけれども、それは執行部、あなたたちがつくったものでしょうと。そこに書いてあったことを理由に挙げてごみを有料化するって、どう考えても市民の立場でも議会の立場でも理屈にならないと。それが端的な例ですけれども、市民が行政をチェックし、議会をチェックするように、議会がさらに行政をチェックするような機能を持たないと、そのところが市民の方から見て、議会はどうせ体制に最後は流されて、本当にチェックしているのかと、そういう批判もあったわけですから、そういう意味からもこの議決権の拡大はぜひとも必要だと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 意見と、あとちょっと事務局に質問したいことがあるので。1つは、私もここに挙げましたので、共産党として挙げましたので、議決事項の拡大は必要だというふうに思います。基本計画も当然そうですけども、それだけではなくて、都市計画マスタープランだとかを含めて、問題はどこまでを拡大の範囲にするかという、そのところがやっぱり議論のしどころなのだというふうに思います。

そこで、ちょっと事務局にお聞きしたいのですが、この関連法規の中で、普通地方公共団体に関する事件、法定受託事務にかかわるものを除くというふうにただし書きがついているのですが、例えば介護保険って法定受託事務ではないのかなと思うのだけれども、介護保険の基本計画とか、要するに高齢者総合計画みたいな、そういうのが範囲に入らないのか。要するに拡大しようと

してもできないのか。流山市のいろんな基本計画が出ているけれども、これは法定受託事務だから議決範囲が及ばないとか、そういうのはどこまであるのかというのがわかれば。今すぐでなくてもいいですけども、何か貸料でわかれば。

松野豊委員長 では、後ほど調べます。

戸部委員。

戸部源房委員 議決事項の拡大ということでは、議会も今後やっていかなければいけないと。先ほど乾さんが言われましたように、どこら辺まで範囲にするかということですよ。ただ、基本的には基本構想とか総合計画ですよ。これは、まちの全体的なことをやるわけですから、そういうことを含めて、それはどうしても今後は入れてもらいたいと。

それから、それ以外のやつでどこまで入れるか、あと専決事項の問題でも、何でも専決にされるのがいいのかどうかの問題もあるから、そこら辺もひとつ。今回の議会基本条例の中で、どこまでの範囲、どこら辺まで拡大するのか、そこら辺は議論したらいいと思います。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 おととい自治基本条例の策定の調整会議を傍聴してありましたら、自治基本条例の議会の部分で基本計画まで議決を議会が行うというふうな条例ができてしまうというか、そういう方向で今進んでいるのです。だから、そんなのここで決めるのというふうに疑問に思ったのですけれども、執行部の副市長もそれで納得していたようで、わかっているのかなとか思いながら聞いていたのですけれども、その辺ちょっと調整が必要かと思しますので、一応。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、第1回目のときから、整合性ということで、自治基本条例を今策定中であるということの中で議会の部分はどうするのかと。でも、議会は議会として条例づくりを自らやろうということになったわけですよ。自治基本条例の策定が始まってからね。そういう中で、議会の部分については特に整合性を持ってやっていかないと、今おっしゃったように、基本計画までとか向こうで先にうたってしまっていて、こっちが抜いていたとしたらおかしなものですから、その整合をきちんと図っていくべきであると。今図ると言っていましたから、再度お願いしておきたいと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 戸部さんのほうで専決処分のことが出たのですけれども、専決処分については、議決事項の拡大ということもあるのですけれども、ちょっと角度が違うのかなと思うのです。よくあるのが、税法の改正によって4月1日付で専決事項ってありますよね。例えばこの間も、住民税と所得税の比率が変わったのも、あれも専決処分で作られたのだけれども、そういう意味でそういう専決処分がいいのかなというのをやっぱり念頭に置いておく必要があるかなと思います。そういう意味で言うと、三重なんかで今広げている、要するに3月、4月を挟んで議会やっているだとか、あ

と臨時議会をやるとかというようなことなんか、余り重要な税の問題で専決処分というのはいかがなものかというのは私も思います。

松野豊委員長 今乾委員からも出ましたけれども、専決処分のほうは、96条の2項に絡めても、中身は今後議論していくとして、手段としては、今乾委員がおっしゃったような、三重県議会が導入をした議会通年制という形で、定例会を4回を2回に変えるだけでできてしまうのですけれども、これは自治法に抵触しない範囲でできるのですけれども、そういうことも含めて中身は後々議論すると。盛り込むということについては、御了解をいただいているという見解でよろしいですか。盛り込むというのは、96条の2項の議決権の拡大をちゃんと議会基本条例の中に盛り込むべき項目として議論をしていくという整理でよろしいですかね、今日の時点は。

酒井委員。

酒井睦夫委員 さっきの高橋さんの整合性という言葉、自治基本条例と議会基本条例の整合性ということちょっと御参考までに申し上げたいのですけれども、一昨日の調整会議で何が一番もめたかという、あれ最後の調整会議で、市長も出たわけですよ。一番もめたのは、市民協議会の皆さんは自治基本条例が一番上にあるまちの憲法だと。その下に議会基本条例もぶら下がるという形で、上下関係で言うと、自治基本条例が一番上にあるという理解を全員がしているわけ。そういう立場で質問しているけれども、市長も副市長も、条例というのはみんな上下関係ない並列だから、自治基本条例も議会基本条例も同じ立場であるという回答をしたために、ここですごくもめたのですよ。市民協議会の皆さんは、憲法だと思っていますから、一番上で、法的には同じだけれども、運用上は上下関係があるという理解を皆さんしていますから、欲求不満が残る調整会議になっていました。今後この辺は、どういうふうにするかというのは我々も検討しなければいけないことだと思いますけれども、昨日はそういう不満が残る形で終わったということです。

松野豊委員長 混乱しているのでしょうか、執行部も。

議論があちこち行ってしまったのですけれども、とりあえず2番については現時点では盛り込むべきでよろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 もう一つは、今あった自治基本条例との整合性の件に関しては、今日1時から全員協議会方式の議案説明会がありまして、その後自治基本条例の説明と、あと一問一答のこういうふうになりますという説明会と。要するに、議案説明会が終わったら一回多分休憩が入ると思いますが、一たん締めて、その後に自治基本条例の途中経過の報告が執行部からあるのと、一問一答方式の説明が何か私がせよと。議会運営委員長がせよということで、私がちょっと簡単にしますが、ということになっているので、議案説明会後の自治基本条例の報告が執行部からあったときに恐らく質疑応答できるのですよね。一方的な説明だけですか、自治基本条例の報告は。

倉田次長。

倉田議会事務局次長 今日市長からの自治基本条例の報告というのは、まず今出ました24日に終わった件の報告と、あとは今調整しているので、議会にはその調整次第報告しますということと、それとあと、これは今聞いている話なのですが、当初12月議会で上程予定だったものが、パブコメですとか、そういう時間的な関係もあって3月に上程というような、一応この3つの報告です。具体的な今現在の策定調整会議の素案というか、それはまだ今回の報告には入っていないということですから、質疑等を具体的にできるかどうかというのは、中身にはちょっとまだ入れないのではないかと。中身は、議会中には、執行部のほうの法的な面の「てにをは」も含めて、それを含めたものを6月定例会中にはつくって、それを報告はしたいというような報告だと思えます。ですから、具体的にはということだそうです、今聞いている時点では。

松野豊委員長 田中委員。

田中人実委員 では、この間の策定調整会議で最終合意にはなっていないのですね。

倉田議会事務局次長 そちら辺は、ちょっと確認していないのですけれども……

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 結論は出たのですよ、調整会議で。ただ、修正がいっぱいありますから、修正したやつが素案ですよ。その素案がまだできていないのです、修正項目があつて。だから、今日に間に合わなかったというのはそういう理由です。

松野豊委員長 ということは、その位置づけの話も結論が出たという理解ですか。執行部が言うとおりの、条例は並列だということで結論だということ。

酒井睦夫委員 いや、そういうふうに答えただけであつて、私が見ていると、議会に物すごく気を使っているのですよ。だらしがないぐらい使っていますよ。アンタッチャブルと思って回答しているから、市民協議会の皆さんは不満が残るということです。

松野豊委員長 要は、例えば自治基本条例の中に議会のことが入っているけれども、これはどうなのという話とか、並列なの上なのという質疑ぐらいはしていいということですか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 策定調整会議に酒井委員も御出席されたということでございますが、先ほどうちの倉田次長のほうから御説明ありましたように、全員協議会におきましては、まず24日に策定調整会議が終わりましたと。それで、数々の修正がありましたと。今後議会においてもその自治基本条例について内容を含めて御意見をいただきたいというような意味の御説明が主だと思えます。ですから、各条項、第1条はとか前文はどうかのこの細かい説明は、今後どういう形でやっていきたいという具体的な案は出てこないと思えます。

松野豊委員長 出てこないけれども、質問ができるかどうか。

竹内議会事務局主査 内容につきましては、御質問はできないと思えます。スケジュール的なことの説明が主だと聞いています。

松野豊委員長 田中委員。

田中人実委員 今酒井さんの話では、一応まとまったと。ただ、条文を整理するのでということなので、例えば主立った意見が対立したのはどういうことなのかって、そのぐらい聞けるでしょう。細かい話まではいいいけれども。

松野豊委員長 懸念しているのは、要するに今の段階で執行部に対してもやっておいてあげないと、例えば議会基本条例はこっちで特別委員会つくって進めているわけですよ。その中で、自治基本条例の中に議会の項目を入れるか入れないかというのは、早い段階でこっちの思いというか、調整しておかないと、結局議案でぼんと上がってきちゃったら修正案こっちで上げるしかなくなってしまおうでしょう、議会で。調整ができなくなるのですよ。だから、なるべく早い段階で、こっちの28名の意思が全部固まっているわけではないけれども、やりとりしておかないと執行部も困るのではないのと。

仲田係長。

仲田議会事務局次長補佐 一応今日は議案説明というようなところで、全員協議会方式の中では質疑等は御遠慮くださいという形になっていると思います。その後、どの程度の質疑といいたいでしょうか、概略の部分で御質問という形だったらある程度お答えいただけると思いますが、条文について、多分その辺のところについてはまだ整理中ですよというような答えが返ってきてしまうのではないかと思います。その部分で質問していただければ多分答えていただけるような形になるかと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 これもちょっと参考のためになってしまうと思うのですが、今日自治基本条例の素案は上がってこないということで今わかりましたけれども、この説明を受けたときに、先ほど田中委員が言ったように、全体的にそういう質問はできると、その内容の話し方で。教えていただくのは、我々議員にとっても非常に参考になって、早く調整するというのはいいと思うけれども、条例というのは議決事項だから、やっぱり最終的に判断するのは全体ということになってきますので、それはできる部分とできない部分があると思うということを申し添えておきます。

松野豊委員長 ただ、それも議論があって、世の中的には先にそこを細かくやっちゃってしまってもいいという考え方もあるのですよ。それをやると議案に踏み込むから、議案というのは本会議場でやるべきだからという、どちらが正解というのではなくて、解釈が2つあるので、そこだけ一応お伝えしておきます。

では、よろしいですかというか、20分になってしまったので、とりあえず今日は2番までということで、次回以降また3番以降やって、こんな感じでやっていきたいと思います。その他に入りたいと思いますが、委員さんからその他何かございますでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 今回、先ほどの研究会のあれもあるのだけれども、補正予算の件は出すのですか。

松野豊委員長 出すのですかというか、うちが出すのではなくて、補正案は執行部が出すので、執行部から多分出てくると思います。今日議案説明会の中であると思います。

戸部源房委員 そこら辺は確認しているのかな。

松野豊委員長 確認というか、財務のほうに事前査定を通してしているので。

倉田次長。

倉田議会事務局次長 今定例会で一般会計の補正予算ということで計上されております。

松野豊委員長 では、その他よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、こちらから1つあります。

ちょっと資料を配ります。議会報の関係です。

〔資料配付〕

松野豊委員長 ちょっと事務局に御説明をいただきますが、議会報のページが今まで4ページと8ページと2回ずつだったのですが、予算を増やしまして、1年間、通年通して4回出すわけですが、全部8ページになるということで、次回以降少しページが増えるので、せっかくなので、議会基本条例の内容について1ページぐらい割いて、いかがですかという話が事務局のほうからございました。御提案いただいていますので、事務局のほうから竹内さん、御説明をお願いします。

竹内議会事務局主査 それでは、手短に御説明させていただきます。

お配りいたしました資料は、一番上に発行日が8月15日号、11月15日号、2月15日号というのが議会基本条例が上程されるまでの発行される議会報で、3号ございます。縦で見ていただきたいのですが、上段が議会報の発行スケジュール、原稿締め切りから最終稿まであって、製品が納品されるのが発行日4日前という縦の流れになっております。その中で、この下、議会基本条例関連記事掲載項目（案）という形で載せさせていただきましたが、例えば8月15日号の縦ずっと下にいきますと、掲載可能スペースが1ページ、11月15日は4分の1ページ、2月15日は1ページ。なぜ11月15日号は少ないかといいますと、この11月15日号は9月議会の主な審議議案につきまして結果を載せますので、決算審査とかございますので、ページが4分の1ページ程度しか割けないのではないのであろうかということでございます。

その中で、正副委員長、事務局、議長を含めた打ち合わせの中で、例えば8月15日号につきましては、掲載内容としましては、年間スケジュール、委員の名簿、委員のショートコメントをつけた委員の方のお写真、あと今回議会基本条例を制定する制定目的、シンポジウムの告知、意見交換会の告知等を載せていってはどうだろうか。11月15日号のところは抜けていますのは、皆さんに御意見をいただき、その部分を載せていくと。最後、2月15日号につきましては、掲載可能スペースが1ページございますので、10月に行うシンポジウムの報告であるとか意見交換会の報告、また条例案、全部載せますと、かなりスペースとりますので、主要項目、流山の特徴となる部分に

ついて解説つきで載せたらどうだろうかということで、あくまでも案でございますので、この形で整理させていただきました。

以上でございます。

松野豊委員長 いかがでございますか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 ショートコメントというのは。

竹内議会事務局主査 顔写真を載せて、例えばですけれども、意気込みというのでしょうか、こういうものを私は載せていきたいと。そういった意味も含めて、顔写真ではなくて、議会基本条例に込める思いというのでしょうか、案ですけれども、それを載せて、写真を載せたらどうだろうかという演出でございます。

以上でございます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 時間が迫ってしまっておりますので、今度議会報がページ数が増えるということに関しては、議会基本条例をぜひ載せていただきたいなど。ただ、内容についてはいろいろ皆さんで検討していただいて、この次の機会にある程度検討したらいかがでしょうかね。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 戸部委員の御発言の中で次という発言がございましたが、例えば8月15日号の原稿の締め切りのところを見て、上段なのですが、7月の初旬ということになっておりますので、まず先ほど案としてお示しさせていただきましたこの内容項目について、例えばこれはちょっと加味してくれというものがありましたら削っておくと、今日の時点で。これもういいのではないですかというものにつきましては、御意見をいただいております、後ほど委員長のほうに整理していただく条項によって行っていければと思っております。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 基本的にこういう項目でいいのだけれども、明細については委員長、副委員長、それから事務局にお任せしますので、お願いしたい。議会の中で、議会基本条例の特別委員会、これが発足したこととか、あるいは目的とか、こういうものはぜひ掲載していただきたい。詳しい内容については、ページ数の問題もあるのしょうから、委員長、副委員長にお任せしたい。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私は、この事務局の提案でいいと思います。あと細かなものについてはあれですけれども、私たちとしては、例えばショートコメントなんかはどうするのかという具体的なものはあると思いますけれども、これでいいと思います。

松野豊委員長 この後決めますけれども、次回の特別委員会を6月24日以降、つまり23日で本会議が終わりますので、6月24日以降でやろうと思っておりますが、これが要は7月初旬前、6月中に

できれば、これから日程調整ですが、若干原稿をざっとこんなイメージですというものを皆さんに見ていただくことはできると思います。

では、議会報の件はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次に、市議会のホームページ上で、これ議会基本条例のホームページですが、特別委員会のホームページ上で毎回議事録の概要版をアップしていますが、第3回の議事録については皆さんにあらかじめ御郵送をさせていただきましたが、正副委員長のほうでも内容をチェックいたしまして、特に問題ないということだったのですが、これはまた御了承いただくということによろしいですか。第3回、前回のものです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 御了承いただきましたので、また近日中にこの第3回、前回の5月8日の分はまた追加をさせていただきます。

それから、御報告です。全員協議会で詳しくは事務局から報告がありますが、議場にテレビモニターが入りましたので、ごらんください。余計なことですけども、世界の亀山モデルが入っております。65インチでモニターが入っております。

それから、残時間の時計、あれは執行部側のやつを外して議員側に持ってきました。思ったよりお金がかからなかったというか、それも詳しくは事務局から全協のときにあると思いますので、藤井委員は時計を持ち込まなくても大丈夫になりました。

その他、以上ですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、以上をもちまして議会基本条例特別委員会を終了します。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 済みません。次回の日程を決めたいと思います。

〔日程調整〕

松野豊委員長 次回は、6月25日水曜日の朝9時半から正午までということにしたいと思います。

皆さんの御協力がいただければ2時間、11時半で終わりたいと思いますが、議論も非常に多い委員会ですので、お昼まであけていただければというふうに思います。

以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了します。

閉会 午前11時35分